



[第1回]

# 韓国法の特徴 家族法を中心として

## 崔 達坤

高麗大学校名誉教授 / 韓日法学会会長

text by Choi Dalgon

## 1. 序説

韓国社会における産業化の進展につれて、適用される法も近代化されている。しかし、このような状況においても、家族法の分野は、その法が有する沿革性のゆえ、いまだに儒教的であり、かつ家族的である。これが、韓国の家族性ひいては韓国社会の特性であると言える。

本稿においては、これらの特性の中で、最も重要であると思われるもののいくつかを述べたいと思う。

## 2. 姓不変の原則

### (1) 姓

韓国の戸籍をみると、同一の戸籍の中にさまざまな姓が登載されていることが分かる。日本においては到底考えられないことであろう。韓国におけるこのような特性は、韓国社会が採用している徹底的な血縁主義と姓不変の原則に起因するものである。

この姓不変の原則は、どんなことがあっても、血が変わることのないように、姓も

変わることはないという原則で、韓国の家族法の大きな特色である。

姓というのは、出生の系統を意味する標識である。今まで韓国の社会は、父系血縁社会であったので、韓国における姓というのは、言うまでもなく、父系血縁の標識となる。

ヨーロッパの多くの社会、または日本の社会における姓が「家」自体の称号を意味し、家族構成員の「家」の変動は、姓の変動をもたらしているのに対し、韓国においては、父系血縁が変わることのないように姓も変わることはない。したがって、同一の戸籍に記載されているものであっても、その姓は各々異なることになる。そのため、母、妻、子婦等が私と一緒に家族構成員となっている場合には、同一の戸籍に4つ、またはそれ以上の姓が存在することとなる。

韓国の姓制度は、古代中国の父系的家族制度から由来したものであり、韓国社会の儒教化の進展に伴って、徹底的に実践されてきた。現況を見てみると、現在、使用されている姓の数は248個であるとされているが、北朝鮮で使用され

ている姓と帰化人によって使われている姓を合算すると、それを少し上回ると考えられる。姓の中で最も大きな集団は、金氏であるが、李氏、朴氏、崔氏の順で大きい集団をなしている。この5つの姓に尹氏を合わせて韓国の6つ姓と呼んでいる。

父系血縁を変えることのできないように、姓も変えることができないというこの規範は、韓国社会において鉄則であり、現行法も「子供は、父の姓と本に従い、父系に入籍する」(韓国民法第781条第1項本文)としてこの原則を遵守している。

### (2) 本

姓には必ず本が付けられる(第781条、戸籍法第15条第4号)。なぜなら、祖先を異にする同様の姓が多く存在しているからである。この本は、祖先の発祥地名を表すが、本に代えて本貫、貫郷等の用語を用いることもある。このような点を見ると、同姓同本=同族、異姓異本=異族であると言うことができよう。しかし、これはあくまでも原則であって、これに関

しては多くの例外がある。例えば、異族の中でも同姓異本、異姓同本、同姓同本があることもあり、同姓異本、異姓同本であってもお互いに同族である場合もある。

姓と本は、当事者の間における血縁関係の存否を立証する基準になり、婚姻障害事由の重要な基準になるなど、法律上大きな意味を有している。また、これは長期間において家柄の格を表す重要な基準になっていた。父系血縁関係の有無に対する立証方法に関しては、法律上規定しているところがなく、通常各父系血縁集団である「門中」で刊行されている族譜によって明らかになる。

### (3) 名

名前を付けるときにも、一定のルールがある。名付けの方法は、家門によって異なるが、昔から現在に至るまで「木火土金水」の五行法によって付けるのが一般的である。五行法というのは「木火土金水」の性質を有する漢字を選択して五行の順によって名付けるということである。すなわち、五行法によると、父系血縁者の中の同一の世代者には同一の「字」で名付けるのである。この「字」を韓国語で「ドルリム」(dollim)という。参考として、私の家門の場合を紹介したいと思う(表参照)。

五行法に従った名付けは、名前の中で一文字を共通としているので、同一の同姓同本者の間には名前が同一である場合もある。この名付けの方法は、家門によっては女子に対しても上記のドルリムの字を与える場合もあるが、主に、男子孫に与えるのが一般的である。

最近の若い親は、このような名付けの方法より、純粋な韓国語である「ハング

ル」を使用して作名することが多くなり、このような傾向は、特に女子の場合が顕著である。

### (4) 夫婦別姓主義

婚姻によって戸籍の変動が生じても、当事者、特に女性の姓は変わらない。なぜなら、姓不変の原則が適用されるからである。ところが、最近の世界各国の法律事情を見てみると、個人の尊厳、または両性平等の理念を積極的に実現するために、夫婦別姓を奨励し、または強制する傾向である。したがって、このような立場からすると、韓国の別姓主義は非常に先覚的であり、時宜に適切なことであるように考えられる。しかし、諸外国の別姓主義の採択は、かなり合理的な思考の所産であり、徹底した両性平等志向の意識からの所産であるが、韓国の場合は、徹底的に父系血縁を維持し、かつ父系血縁の混乱を防ぐためのことであって、非常に保守的な父系的大家族主義の要請から生じたことである。

表

親族関係	曾祖	祖父	父	私	子	孫
名前	崔 漢	崔 禧束	崔 性鶴	崔 達坤	崔 鐘哲	崔 竣洙
字の性格	水	木	火	土	金	水

青字はdollimである。

したがって、韓国の場合は、儒教圏の東洋社会において最も伝統的であり、保守的社会でありながら、世界の最新思潮である夫婦別姓主義を採用しているものの、このような脈絡から考えると、夫婦別姓主義の採択は必ずしも民主化の問題であるとは限らない。

### (5) 親子間の姓と姓不変

韓国の民法において、「子は父の姓と本に従い、父系に入籍する」(第781条第1項本文)と規定し、父姓追従主義を原則としている。父を知らない場合(第781条第2項)、入夫婚の場合(第826条第4項)、また父が外国人である場合(第781条第1項)但し書きには例外的に母の姓と本に従っている。徹底的な父姓不変の原則により、異姓養子の縁組を行うときにも養子は異姓であるままに異姓である養父の戸籍に入籍されるのである。

今回は、婚姻に関する諸制度を中心に紹介する。



1933年生まれ。高麗大学校法科大学卒、法学博士。高麗大学校法学大学教授、法科大学長。同大学名誉教授。早稲田大学客員教授。韓日法学会会長。衿山法文化研究所所長。